



# 歴史まちづくり

ニュース

第11号



発行：名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日：平成 29 年 3 月

## 伝建地区の補助金の補助率と限度額が決定しました

4月から運用を開始します

有松の町並みが国の宝（重伝建）として位置づけられ、将来にわたり守り続けていくことが求められています。

建造物等の現状を変更する場合に規制がかかる一方で、固定資産税等の軽減や、伝統的建造物の修理等に対する新しい補助制度が平成 29 年度から始まります。

町並みを守っていくため、皆さまのご協力をお願いいたします。



補助金の対象となる修理・修景工事の内容は、歴史まちづくり推進室までお問い合わせください。

伝統的建造物の応急修繕工事等については、随時ご相談ください。



### ◀ 補助率と限度額 ▶

建物種別	補助金		補助対象経費
伝統的建造物	補助率	8/10	修理基準に基づいて外観の現状維持・復原やそれにとりまなう構造補強に要する経費
	限度額	1500万円	
伝統的建造物以外の建造物	補助率	7/10	修景基準に基づいて、外観の整備に要する経費
	限度額	700万円	

### ◀ 伝建地区補助金を活用して工事を行う場合のスケジュール ▶

工事 前々年度	事前相談・補助金の申込み まず、歴史まちづくり推進室へご相談ください
工事 前年度	事前協議 修理・修景工事の方針、工事内容及び予算（概算見積）等について1年をかけて調整します
工事 実施年度	補助金の申請 補助金の交付決定の通知 工事の実施 進捗状況の現地確認を行います 完了検査・補助金の支払い

## 補助金（伝建地区補助金・町並み保存地区補助金）を検討されている方はお早目にご相談ください（平成 30 年度補助金の申込締切は 29 年 4 月 28 日です）

平成 30 年度に補助金を活用して修理・修景工事を行う予定のある方は、歴まち室にご相談のうえ、平成 29 年 4 月 28 日（金）までに申し込みを行ってください。

今後、伝建地区補助金・町並み保存地区補助金を活用して修理・修景工事をされる場合、相談をいただいてから、工事着手するまでに時間を要しますので、お早目にご相談ください。

※ 平成 31 年度以降の補助金の申込締切は工事前々年度の 3 月末になります。

【相談先】 名古屋市歴史まちづくり推進室

電話：052-972-2782 メール：a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

## 伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下、伝建審）を開催しました

伝建地区に関する重要事項について審議する伝建審が、平成28年12月6日と平成29年3月8日に開催されました。審議事項は以下のとおりです。

12月6日

伝統的建造物に特定されていない候補物件（非同意物件）について、所有者の同意が得られた場合は、随時、伝統的建造物として特定すること。

3月8日

観光案内処（西）として活用されている旧山田薬局（伝統的建造物）の現状変更について。



※ 有松の歴史的町並みとの調和を図るため木製の格子戸に改善することになりました

## 第40回全国町並みゼミ名古屋有松大会を11月に開催します

町並み保存に取り組む全国の団体や個人が、町並み保存について話し合う「全国町並みゼミ」が11月17日（金）～19日（日）に開催されます。大会開催に向け、2月13日に地元団体・名古屋市等によって構成される実行委員会が発足しました。



実行委員会立ち上げの様子 ▶

日時	平成29年11月17日（金）～11月19日（日）	主催	第40回全国町並みゼミ名古屋有松大会実行委員会
会場	名古屋国際会議場、有松・桶狭間地区ほか	共催	特定非営利活動法人 全国町並み保存連盟

## 町並み保存地区内で工事や看板の設置等をお考えの際、まずはご相談ください！

有松の歴史的町並み及び良好な住環境の維持・向上を図るため、有松町並み相談会では建築行為等を行う際、事前相談（意見交換）を行っています。

事前相談は町並み保存地区内でのすべての建築行為等を対象としています。具体的な設計に入る前のできるだけ早い段階でご相談をいただくよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。



建物・工作物・看板などの新築・解体・部分補修等をお考えの際は  
まずは町内会長または歴史まちづくり推進室までご連絡ください



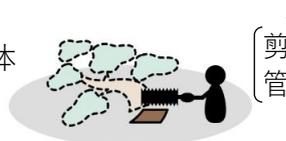
伝統的建造物の  
外部・内部の補修



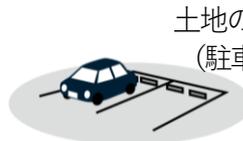
- ①建築物の建築
- ②工作物の建設  
(柵の設置など)
- ③建築物や工作物外観の変更  
(外壁の塗替えなど)
- ④看板・屋外広告物の設置



建築物や工作物  
(柵・看板等)の解体



木竹の伐採  
(剪定など通常の  
管理行為は除く)



土地の区画形質の変更  
(駐車場の造成など)

伝建地区・町並み保存地区に関するご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 観光文化交流局 歴史まちづくり推進室

TEL : 052-972-2782 FAX : 052-972-4128 E-mail : a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp